

借地借家法 建物賃貸借の期間 管業 H26-43-3 <<#800>>

【問】 正誤をつけよ。

区分所有者が、自己所有のマンションの専有部分を賃貸しようとする場合に、管理業務主任者が当該区分所有者に説明した内容についての次の記述につき、正誤を付けよ。定期建物賃貸借契約でない契約において、1年未満の契約期間を定めたときは契約期間1年の賃貸借契約とみなされることとなります。

✖ 10ヵ月

【答え】 誤り

★ <<ポイント>> 建物賃貸借の期間 【★入門】

普通借家

期間を1年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなす。

(借々法 29 条 1 項)

⇒

<<#797>>

⇒ この規定は、定期建物賃貸借には適用しない。(借々法 38 条 1 項)

★

10ヵ月の定期借家